

## 5. 損害保険団体契約制度

岡山県医師会(本会)と損害保険会社4社とは、保険料の団体取扱に関する契約を結んでおります。

1. 取扱のできる損害保険会社は損害保険ジャパン(株)、三井住友海上火災保険(株)、東京海上日動火災保険(株)、A I G損害保険(株)です。  
契約の取扱い代理店は県医師会指定の代理店になります。
2. 保険料の集金は岡山医師協同組合に業務委託  
この制度の利用に関して、岡山医師協同組合の組合員である必要はありません。
3. 保険料は、一般加入よりも約5%割安(年払いの場合)となります。
4. 自動車保険の切り替えは無事故割増等の継承が可能  
他の保険会社、J A共済、全労済等を含みます。ただし、一部の共済を除きます。

◆ 委細は本会福祉部へお尋ね下さい。